

2011年の注目キーワード 「新興国の更なる成長」（グローバル）

1. 「新興国」とは？

新興国という呼び方は、工業や生活水準などの発展レベルを先進国と比較する場合に使うことが多く、明確な定義はありません。一般に新興国と呼ぶ場合、アジアや中東欧、中南米諸国などで経済発展が初期段階にあり、今後高い経済成長が期待される国を指すことが多いです。

近年注目のBRICs（ブラジル・ロシア・インド・中国）は新興国を代表する国々です。これらの国は、広大な国土と豊富な資源、多くの人口を抱えており、将来的な経済発展の余地が大きいとされています。

2. 最近の動向

2000年代に入ると、新興国の成長ペースは徐々に加速し、世界景気のけん引役となりました。特に2008年秋のリーマン・ショックをきっかけに、先進国の景気が悪化・低迷する一方で、新興国の高い成長力は際立っています。

新興国の高い成長力は、国内の賃金上昇による個人消費の拡大や積極的なインフラ投資・不動産開発などが支えています。

新興国が生産する安価な製品の需要が世界的に高まっていることも、新興国の高い成長ペースに寄与しています。



3. 今後の展開

新興国の国々では、今年も引き続き高い成長ペースが続くそうです。その背景には、①中国やインド、東南アジアなどで、賃金上昇に伴う個人消費の拡大とインフラ投資・不動産開発などが続くこと、②ブラジルなど中南米の資源国では、他の新興国の需要増加による恩恵を受けやすい状況が続くこと、③ロシアでは資源の輸出が景気を底堅く支えるほか、その他の中東欧では、貿易や国外からの設備投資の回復が予想されることなどがあります。

ただし、先進国の国々の相次ぐ「金融緩和策」によって、市場に供給された資金が、投機的な資金として新興国に流入し、物価の上昇を招きやすくなっている点には注意が必要です。特にこういった資金が流入しやすい中国やブラジルでは、2009年の後半から「金融引き締め策」や「資金流入規制」などに乗り出していますが、対応策としては万全ではありません。中国やインドでは、賃金上昇に伴う生活水準の向上により、構造的な物価上昇要因も見込まれることから、物価の抑制は中期的な課題となりそうです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2011年01月03日【キーワード No.481】2011年の注目キーワード「先進国の復活」(グローバル)

2010年12月31日【デیلیー No. 785】2010年の振り返り(株式)～欧州の財政懸念で下落後、上昇基調を回復～

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用…申込手数料 上限3.675%(税込)

…換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

…信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用…信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用…監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセットマネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものであり、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものではありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社